

那珂市議会議会運営委員会記録

開催日時 令和5年5月12日(金) 午前10時
開催場所 那珂市議会全員協議会室
出席委員 委員長 古川 洋一 副委員長 君嶋 寿男
委員 富山 豪 委員 小池 正夫
委員 寺門 厚 委員 勝村 晃夫

職務のため出席した者の職氏名

議長 萩谷 俊行 副議長 大和田和男
事務局長 会沢 義範 次長 秋山雄一郎
次長補佐 三田寺裕臣

会議に付した事件

- (1) 議員と語ろう会について
…内容等について協議
- (2) 議員の勉強会について
…内容等について協議
- (3) 陳情の取扱いについて
…内容等について協議

議事の経過(出席者の発言内容は以下のとおり)

開会(午前10時00分)

委員長 定刻となりましたので、これより議会運営委員会を開会いたします。

休会中の議会運営委員会、ご参集賜りまして、誠にありがとうございます。

5月、ゴールデンウィークも終わりました、お天気がいい日が多いんですけども、雨も降ったり、朝晩の寒暖差なんかもあるので、皆様方は健康管理に十分留意されまして、ご活躍をいただきたいなというように思います。

以上をもって、ご挨拶に代えさせていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、ただいまの出席委員は6名であります。欠席委員はおりません。定足数に達しておりますので、これより議会運営委員会を開会いたします。

職務のため、議長、副議長、議会事務局職員が出席しております。

ここで議長よりご挨拶をお願いいたします。

議長 改めて、おはようございます。

委員長がお話になったように休会中の委員会にご参集いただきまして、誠にありがとうございます。

今日は会議事件が3件だということですので、ひとつ慎重なご審議、ご協議をいただ

ればと思います。

簡単でございますが、挨拶に代えさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

委員長 ありがとうございます。

それでは、これより議事に入ります。

1番、議員と語ろう会についてを議題といたします。

まず、新型コロナウイルス感染症も落ち着きを見せておりまして、会議やイベント等の開催についても制限がなくなりました。

そこで、毎年実施しております今年の議員と語ろう会につきまして、協議をしていきたいと思っております。

まずは、やるかやらないかなんですけれども、その点についてはいかがでしょうか。よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ声あり)

委員長 では、やるという方向で進めてまいりたいと思っております。

それでは、まず開催する時期でございますけれども、昨年は10月1日、秋に実施しております。その前は7月末、8月あたりに開催していたこともございます。

今年の開催時期についてはどのようにいたしますかということなんですが、改選を控えておりまして、実質できるのは11月ぐらいまでかなというふうに考えますと、議員と語ろう会をやった後の処理も考えますと、もう少し早めたほうがよろしいんじゃないかなというふうな考えは私個人は持っておりますけれども、その点についてはいかがでしょうか。というか、ごめんなさい。事務局を含めて私のほうで8月ぐらいかななんていう形で、8月開催の場合ということで、皆様のほうにスケジュール表を資料で配付しておりますけれども、それもご覧になりながら、ちょっとスケジュール的にはタイトなんですけれども、この辺ぐらいまでかなというふうに考えておるんですけれども、その辺について、皆様からご意見いただきたいと思っております。いかがでしょうか。

勝村委員 開催することでやっても、前は4か所でやったよね。今回これを見ると2か所ですか。

委員長 いや、それはこの後また協議しますけれども、ただ、日程的に今のこの8月5、6日ということで取りあえず仮で予定を組ませていただいておりますけれども、このあたりでどうでしょうかという、まずそこからで。

寺門委員 事務局提案というか、委員長提案のこの8月でいいと思っております。というのは、10月、11月は各常任委員会等も行事が多いと思っておりますので、その他一般の議員が参加する行事も多分多いはずなんで、今年はコロナ明けになっていきますので、早めにやっておいたほうがいいのかというふうに思っておりますので、8月上旬でよろしいかと思っております。

ただ、新型コロナウイルス感染症がどうなるかちょっとまだね、不安定な部分があるの

で、その辺考慮しながらということでもいいと思います。

委員長 ありがとうございます。

いずれにしてもこの8月の5、6日あたりでやったとしても、先ほども言いましたように後処理まで考えますと、やはり9月、10月ぐらいまでかかってしまうのかなというふうに思うので、この辺でどうかなと思っているんですけども、どうでしょう、よろしいですか。

小池委員 いいと思います。今、委員長がおっしゃるように改選もありますんでね、いろいろ準備もあるでしょうから、8月にやって、大体10月頭ぐらいにまとまればというところですよ。

富山委員 同じくいいと思います。

委員長 ありがとうございます。

では、この後、何日とか、具体的に何日とかということで決めてまいりますけれども、8月5、6日あたりを前提に進めていくということでもよろしいですか。

(「はい」と呼ぶ声あり)

委員長 そのように、開催時期は8月前半という形で、まず決定をしたいと思います。

続きまして、今見ていただいているスケジュールにつきまして、事務局からのご説明がありますので、よろしくお願ひいたします。

次長補佐 それでは、スケジュールに基づきまして説明のほうをさせていただきます。

このスケジュールでいうと、6月13日が7月11日発行の広報なかの原稿締切りになりますので、ちょっとそこから逆算して日程のほうを組ませていただきました。

まず、今日5月12日、議会運営委員会を開催、議員と語ろう会の詳細のほうを決定していただきます。

5月23日の全員協議会において委員長報告を行いまして、もしテーマを決めるのであれば、各常任委員会にテーマを依頼して、その日のうちにテーマのほうを決定していただく必要がございます。

その後、5月31日か6月1日、一般質問の日なんですけれども、本会議終了後に議会運営委員会を開催していただいて、広報なかの原稿、ポスター等の内容の確認のほうを行っていきたいと思います。

6月13日に広報なかの原稿締切りがありまして、6月15日、定例会最終日前の全員協議会において、全議員にポスターの配付のほうを行います。

また、7月の全員協議会の日程は決まっていらないんですけども、全員協議会のほうで最終確認のほうを行いたいと思います。そして、8月5日、もしくは6日に議員と語ろう会のほうを開催という流れになります。

その下、仮予約の状況なんですけれども、中央公民館は、8月5日の午前中であれば、4会場のほうを押さえてあります。らぼーるにつきましては、8月5日、6日ともに1

日、仮予約のほうはしてあります。

最後になりますけれども、議会だよりの掲載についてなんですけれども、議会だよりで、7月18日発行、7月25日発送になります。開催が8月5日、6日になりますので、期間が短いことから、開催しますという掲載をするのかどうか、こちらのほうの検討も併せてお願いしたいと思います。

説明は以上になります。

委員長 ありがとうございます。

補足ですけれども、まず、ちょっと今ご説明があったとおり、8月に行うにしても、非常にちょっとタイトなスケジュールであって、5月23日の全員協議会の後に各常任委員会で、例えばテーマを設けてやるという場合の話ですけれども、全員協議会の後に常任委員会でテーマを決めていただくとか、5月31日、6月1日の一般質問の日に、終わってから議会運営委員会で詳細を決定するとか、いろんな確認を行うとか、そういった感じで進めていくことになろうかと思います。

そして、最後にご説明のあった議会だよりについては、7月25日発送ということになりますと、回覧の期間を考えますと、例えば8月5日、6日にやるとして、それが終わってからの回覧というか、その記事の確認ということになると、ちょっと苦情にもつながりますので、基本的には役所なんかでは、そういうのは広報には載せないというような何か方針があるみたいなので、ちょっと議会だよりの掲載については難しいのかなというような気が個人的にはしております。ですので、広報に関しては、広報なかでのお知らせ、周知ということになろうかと思います。

大体このような流れでよろしいでしょうか。

何かご質問等ございますか。

寺門委員 広報なかはたしか月2回でしたよね、発行はね。11日と25日でしたっけ。ということは、2回目が7月25日になっちゃうんだね。

委員長 議会だよりと大体同じ。

寺門委員 じゃ間に合わないか。広報については。分かりました。

委員長 これはあれですよ、事務局のほうで例えば決定すれば、自治会だとかそういったところへの回覧というのはお願いできるわけですよ。

次長補佐 広報なか以外に各自治会に郵送もしますし、あと、ホームページ等にも当然掲載のほうはします。

委員長 そのいわゆる広報なかのお届けじゃなくて、例えば何かしらの、自治会で回覧していただくような、ポスターのいわゆるチラシ版みたいなものは出しますよね。

次長補佐 回覧もします。回覧とかそういう内容は、今回詳細が決まれば、本会議終了後の議会運営委員会のほうで、案のほうは示させていただきます。

委員長 そういったものを広報なか以外にも、そういう周知の方法はあるということですね。

では、こんな流れになりますけれども、よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ声あり)

委員長 それでは、続いて実施方法なんですけれども、どのような方法で開催すべきかということなんですが、今回は特に常任委員会ごとということではなくて、全ての議員が4つの班に午前、午後と分かれて2会場で行いました。結果的に自分の所管委員会以外のことまでいろんなご意見やご要望をいただいて、それを結果的に、終わった後に各常任委員会に振って、そして協議をしていただいて回答をもらったり、ちょっといろんな手間がかかったと思うんですね。ですから、ちょっと今回はそれはどうなのかなというふうには思っておりますけれども、以前もやりましたとおり、例えば1会場で3つの常任委員会に分けて、参加者にはぐるっと回っていただくような方法もあるでしょうし、それから、もう完全に委員会ごとに別会場、3会場で同時進行なんていうやり方もあるでしょうし、いろんなやり方が考えられるんですけれども、どのような方法がベターかということなんですが、その辺についてはいかがでしょうか。

これまでの市民からのご意見とか、やり方についてもいろんなご意見がありましたよね。そういったのも踏まえて、どういうやり方がいいのか。どうでしょうか。

富山委員 いろんな意見が出てきて、今回いろいろ議会事務局にもあったと思うんですけれども、どういう思いで言っているか、それを常任委員会でどう吸い上げるかというのは、みんな個人個人温度差があって、その場で感じないと分からない部分があるんですけれども、私は全員で2会場を横断するような感じで、中央公民館、らぽーる、全員で午前、午後の2会場、そのほうが同じ温度で、どういうことを言われているかというのは全議員が同時に感じられる部分がありますんで、私はそのやり方のほうがいいなと思っております。

委員長 全議員だから、午前と午後2回に分けてやればいいんだね。それは、例えば午前、午後がいいと思いますか、それとも土曜日と日曜日の午前という形がいいと思いますか。

富山委員 それは、会場の都合もあるでしょうし、できるのであれば、やはり同じ日の午前、午後が一番ベストなのかなとは思いますが。

委員長 ありがとうございます。

ほかにご意見ございますか。

副委員長 今の富山委員の意見の中で、1会場で3つの常任委員会をやるのはいいんですけれども、ただ、時間をどれぐらいの時間でやるか。多分、だから前回やったときにも、一テーブルで1つの常任委員会で、何分ぐらいですって決めてやって、午前中だと10時から始まっても10時半から1時間半ぐらい。ですから、30分ぐらいで終わっちゃうのか、1時間やるのか、その感じが、どんなふうにそれも時間の割り振りでくると思うんですよ。ですから、1会場で1つの常任委員会でもっと話をしたいという方もいるかもしれないし、だから、その辺がどうするか。時間の配分ですよ。3つをそこでやるとな

ると。そこをどうするかがちょっと考えるかなと思うんですよ。

富山委員 常陸大宮市議会なんですけれども、5月17、18日に実施する予定みたいなんですけれども、やはり今言われたように時間制限をちゃんとつけて、90分以内に終わらせるというような形を取っているみたいなんですけれども、これは意見が多く出る常任委員会と意見が少ない常任委員会と、これは多少差は出ると思うんですけれども、やはり全員そろっていれば、ある程度の質問に関しても対応できるんじゃないかなと。いろんな会場に分かれちゃって、その委員がいないという場合もありますし、やはり私は集中してそろったほうが、時間もそれは考えなくちゃいけないですけれども、私はそのほうがいいと思っております。

委員長 今、君嶋副委員長からお話のあった時間は、どのぐらい、90分、1委員会90分ということですか、全体。

（「全体での流れの中で」と呼ぶ声あり）

委員長 分かりました。ということは、各委員会30分ということですね。各委員会に分けた場合はね。ありがとうございます。

ほかにございますか。

小池委員 富山委員のおっしゃるのは、1つの会場で午前、午後に分けてやるということですね、全員で。

委員長 会場は同じ会場がいいということですか。

富山委員 会場は、今までのとおりの中央公民館であったり、らぼーるであったり、やはり2か所ぐらいがベストかなと。

委員長 会場は変えてもいいと。

富山委員 会場を2か所に変えて、前も、一番最初もこれやったようなやり方ですよ。

小池委員 1つの会場で、例えば全員で常任委員会を分けてやるというやり方ですよ、90分取ると。最初の頃やったようなやり方。それでやるにしても、ある程度、やはりいろんな意見は出ると思うんですけれども、各常任委員会にも話をして、どういう、目安である質問事項なんかも、ちょっと何点か用意しておいたほうがいいのか、課題というんですか、その議員と語ろう会のと時の話合いの中の課題みたいなものを。

委員長 テーマ。

小池委員 テーマですね。それはある程度やはり決めておいたほうがスムーズに行くのかなと。

この間、委員長も分かってのとおり、去年ああいう收拾がつかないいろんな話も出るような状態にもなるので、まとめるのも結構大変だったじゃないですか。だから、そういうのもやはりあったほうがいいんじゃないかなと思います。

委員長 なるほど。

ちなみに今日、皆さんにお配りしていますかね。前はテーマないですけれども、その前かな、議員と語ろう会、テーマ1、防災と環境について、産業建設のほうが道路整備

と下水道について、教育厚生が教育についてというテーマに分けて話を、そういう感じがいいということですね。

個人的には私もそうと思いますが、ただ、テーマを決めても、やはり言いたい人というのは、もうね、そんなテーマなんか関係ないという話もございますのでね。でも、あったほうが良いということですね。ありがとうございます。

あとは常任委員会が、例えば3つの常任委員会に分けて仮にやったとしても、例えば総務生活のほうなのに産業建設の話をしたりとかね、そういうこともありますけれどもね。だから、それはこの後、回っていただきますから、そちらでということとはできますけれどもね。ただ、完全に会場を、常任委員会を分けちゃうと、違っちゃうと、いや、うちじゃないですよ、らぼーるですよとかというのはなかなかできないので。やるのであれば、そういう1会場で全員でと、常任委員会ごとに分けてというのが方法としては確かにいいのかなという気はしますけれども。

その辺はどうでしょうか。

勝村委員 常任委員会ごとに分けるのか、富山委員が言ったように全員でやるのか、まずそこから決めたほうがいいんじゃない。

委員長 各常任委員会に分けずに1会場で全員が出席し、例えば教育厚生なら教育のあれが出れば、教育厚生のほうで回答するというやり方がいいのか、常任委員会ごとに3つに分けたほうがいいのかということですか。

勝村委員 そうそう。

委員長 その辺はどうでしょう。

分けなければ、90分丸々使えるっちゃ使えますね。例えば教育厚生の話が少なければ、それはそれであれだし。産業建設が多ければ、質問、回答が多くなるということですね、分けなければね。分ければ、やはり30分、30分、30分というような形でやらないと収拾がつかなくなるんで。その辺どうでしょうか。

寺門委員 いずれにしてもね、全体通しで90分設けて、今のやり方で、テーマを最初、産業建設なら産業建設で、3つに分けてやるわけですよ。全員が、市民の方がああだこうだ言うわけでしょう。そうすると、30分でわあわあ言って終わりになっちゃうんで、非常に市民の方は不満が、フラストレーションがたまっちゃうんですよ。言いたくても言えなかったというところもあるし。であれば、やはり90分丸々自分が関心のあることについて語りたいということであれば、それぞれ最初から分けちゃってね、90分フルに使ってやり取りをするというのがいいんじゃないかなと思いますね。

委員長 委員会ごとに分けて。

寺門委員 そうそう。全員がそろって、じゃこの時間は教育厚生がテーマですよ、この時間は産業建設がテーマですよという、もう30分しかないですから。何人来るか分かりませんが、午後と午前に分けたにしてもね、30人から一つのテーマでわあっという話

には、やはりそれはちょっと難しいなというふうにはなりますよね。関心のない市民については全然、やはりね、ちょっと不満がたまるんじゃないかなというので、最初から分けちゃって、会場は1つにしてもいいかもしれませんけれども、あとそれぞれで90分フルにやってもらう。最初の10分ぐらいはね、全体の話はしてもいいと思いますけれどもね。

委員長 ということは、1会場で常任委員会ごとに3つに分けて30分ずつ行うという。

寺門委員 いや、じゃなくて、フルで。

委員長 分かりました。

私もそのやり方もありかなと思いますが、ただ1つ難点というか、問題は、例えば教育のことについてちょっと言いたいんだという人はいいんでしょうけれども、あれも言いたい、これも言いたいという方がたくさんありますよね、多分ね。そうすると、通して90分各常任委員会でやるのはいいんですが、そのときに、こっちで好きなこと言って、今度はあっち行って俺言ってくるからというのもありということになりますか。

寺門委員 それは自由でいいじゃない。

富山委員 もう1点なんですけれども、今、3常任委員会で考えちゃっていますけれども、これ原子力、4つになっちゃうのかなというのは、どういうふうに扱えばいいのかなというのがちょっと心配になったんですけれども、今、3つと言っていたけれども、多分、原子力の質問も出ていたよなっていうのをかなり。

副委員長 そうすると、原子力が入った場合には、委員の方は、そこには結局、皆さん各常任委員会に1つ所属していて、原子力に選ばれているのは2名ずつですから、その方はその所属しているほうには出られなくなる可能性もあるということですよ。ですから、原子力安全対策常任委員会は、最近、個別に今度もやるみたいですし、そういう形も含めれば、逆に常任委員会の3つの、原子力も常任委員会にも入っていますけれども、人数の割り振りでやるなら、3つの常任委員会でもいいのかなとは思うんですよ。

それと、やはり通しでやると、先ほど寺門委員も言ったように、大分、話す人がずーっと話されちゃうと困るんで、テーマを決めて、3つなら3つの中で、その協議というか、意見交換をしてもいいのかなと思うんですよ。ただ、やはり決められた時間内ですから、そこでやるのは本当に、皆さんが回るとなると、30分ぐらいしかできない。ただ、そこでいろいろ話をゆっくりしたいんなら、1時間ぐらいとか決めて、あとは、何かのちょっとフリーのをやるとか、そういう形もいいのかなと思うんです。

ただ、先ほど、常陸大宮市議会でも今度やりますし、あしたは取手市議会がやって、取手市議会は3会場で10時から12時まで、それで、やはりフリートークをした後テーマで、テーマは今回、取手市議会は投票率アップのための議会と議員への期待する市民の声というテーマをつくってやるみたいですが、そういうやり方で取手市議会はやるというような話をしていましたけれども。あとは、那珂市は那珂市で独自のやり方をやっ

てくれば、そういうのもいいのかなと思います。

以上です。

委員長 どういう方法を取っても、だから、私がベターな方法というふうな言い方をしましたけれども、ベストというのはなかなか難しいところだからね。だから、ちょっとどういふふうな感じになるか想定、難しいですけども、取りあえず常任委員会は常任委員会でもうずっと90分なら90分通して。ただ、移動したい方は移動していただいても構いませんよというのもありなのかなという。例えば全く教育とかに興味のない方が教育厚生で30分ね、黙って聞いていなさいということになっちゃいますから。だから、例えば総務生活でも産業建設でも、そちらでちょっとじっくり話をしたいんだ、話を聞きたいんだというような方がいても、それはそれでありなのかなという気がします。

ただ、そうすると、人がどういふふうにな、何人ぐらい残ってとか、何人ぐらい集中しちゃうとかというような問題も当然発生しますけれども。ただ単に人数を3等分して、はい30分ずつというふうに決めるのがいいのかどうか。その辺についてもちょっとどうなのかなという感じしますよね。

勝村委員 まず、これ最初始まった頃ね、あの頃は会場2つで全体でやって、学校形式でやったわけですよ。そうすると、そのときに一番問題だったのは、1人だけがわあっと長い時間やっちゃう。その次、常任委員会ごとに分けてやったら、確かに、私が一番感じたのは、皆さん言いたいことを言う。こういう話合いの場というのは、狭ければ狭いほうがいろんな雑談も出る。これでまとめようという気がなくなって、もう本当にぎっくばらんな雑談の話が多くなってくる。一長一短あるわけですよ。

だからやはり、そこは1人だけがばあっとしゃべっている、あの大勢いる中で、1人だけマイクを握ってやると、何か自分が有頂天になっちゃうという人がいて、それで話が長くなるということがあるんですよ。だから、そこは誰か司会をやるんでしょうけれども、司会の采配でそこは短めにやってくださいよとかなれば、一度、原点に戻って、昔の学校形式のようなことでやってもいいんじゃないかなと。ただ、その場合に一番心配なのが、さっきも言ったように1人だけがもう長々としゃべってしまうということがちょっと問題があるかなとは思うんですけども。またもう1回、その学校形式でやるのも、議員全員が出てやってもいいんじゃないかなとは思います。

委員長 ということは、今のご意見は、前回のやり方と一緒にですよ。ただ、前は4班に分かれましたんで、4分の1しか議員はいませんでしたけれども、それを全員でお聞きすると。そのスクール形式という、前はこのような口の字でやりましたけれども、結局一緒ですよ、テーブルの並べ方の違いであって。前回と同じようなやり方で、全員出席で聞いたらいいいんじゃないかということですね。

寺門委員 やはり学校形式は、対面式、この口の字型でやるということになると、かなりな人数になると思うのでね。やはりある程度のみんなが話をできる人数でやったほうがい

いと思うんですね。私は分けるというふうに言いましたけれども、それは当然、最大何人来るか分かりませんけれどもね、考えると、やはり40人来て全員という話になると、それは難しいんで。やはり最初から90分丸々、あるいは2時間丸々決められた担当の常任委員会だけじゃなくて、来てくれた方々を例えば3班に分けてとかね、七、八名ずつ。同じように我々も、それは分散型になりますけれども、各常任委員会の代表が全部出席してもらって、そのテーブルごとで話をしていくというのがいいのかなというふうに思いますね。その中身は、丸々全部所管のものじゃなくて、全体の話ですから、それぞれのテーマがあるわけで、3つなら3つで。それについて、そのグループの皆さんがそれぞれ話し合うということで進めてもらってですね。

あとは、何でしょう、中身については、最初から最後まで全体の話になるのか、そこはやはり全体的な話と、もう少しその中で興味があるテーマが出てきたら、それについて詳しく話しましょうねというふうにしたほうがいいのかな。そっちにした方がいいような気がしますね。話し方の中身をちょっと変えるという、全体のものともう少し詳しく話しましょうよというの、そういうふうにしたほうがいいのかなというふうに思うんですけどもね。

副委員長 前回の議員と語ろう会ではスクール方式的にやって、いろんな意見が出たんですけども、その中で、やはり自分の意見が公表されないとか、そういう私の質問したことが回答がないとか、そういうことも市民から声を聞いたのは今回反省をしていかなきゃならない、改善していかなきゃならないということもあると思うんですね。だから、そういうときには、やはり一つのテーマを決めて、その常任委員会なら常任委員会で、そのテーマに沿って議論して、そういうものに対しての話をしたいということをもう既にテーマとして市民に伝えておけば、そのテーマの課題について話したい市民の方が集まって、そこで常任委員会と協議したものならばまとめやすいかなって。その後の常任委員会でも、そういう形も取れやすいかなというのもあるんで。前回ちょっと反省点の中に、たくさんの意見はあったんですけども、その中で議会だよりに載る載らないで、その主張する市民の方もいましたから。そういうものも今後の扱い方で決めていかなきゃならないことを踏まえると、やはりテーマをつけて各常任委員会で話し合いの場のほうが逆に今後進めやすいのかなと感じますので、そういうのもちょっと検討していただければと思います。

委員長 ありがとうございます。

それはそれでまた難しいんですね。先ほど言いましたように、テーマを決めてもそれ以外の意見はたくさん多分出てきますけれども、だから例えばね、その考え方としては、テーマについては答えを出しますよと、ある程度まとめもしますよと、委員会で。ただ、それ以外のやつはご意見としてお伺いして、伝えるものは伝えますよと。その程度しかできませんというふうにお断りをすればね、ある程度、議論も少し深まっていくのかな

という気は確かにしますよね。

全ての意見に対してね、なかなか回答するというのが非常に難しいし、時間もかかると思うので、テーマを決めて、それについて議論をぜひ深めたいんだと。それ以外については、ご意見としてはお聞きするし、伝えるところは伝えますよと、その程度のものにさせていただきますと、今回はね。というような言い方をするしかないのかなという気はしますけれどもね。

富山委員 今まさに君嶋副委員長が言ったとおり、その言った人がどんな思いでどんな感じで言っていたかなんていうのは、その会場にいた議員しか分からない。それが私らも前回、常任委員会に上がってくる、こんな意見出ましたよ、こんな意見出ましたよで判断せざるを得ないというのが、それが結構問題点であったから、全員で同じ情報を共有しようと思って、今回はぜひ全員でというのを言わせていただいたところです。先ほど君嶋副委員長が言ったとおりです。

委員長 分かりました。

その全員でというようなところは皆さん一致しておりますかね。1会場で全員で対応すると、議員がね。という感じでしょうか。全員というのはあれですよ、全員が出席するという意味ですよ。分ける分けないじゃなくて、まず1会場に議員18名が全員出席して対応するというのとは一致していますよね。ということで、じゃよろしいですか。1会場に全員、18人が出席すると。

先ほどから議論しているのは、分けるか分けないか、全員で聞か、3つの常任委員会ごとにテーマを決めてお聞きするかということですよ。ご意見としては、分けてテーマを決めてというのが多いようですけれども、どうでしょう、勝村委員は全員で聞いちゃいましょうという話でしたけれども。

勝村委員 委員会ごとに分けなくてやりました。

委員長 ごめんなさい、改めてお伺い、そのメリットって何でしたっけ。

勝村委員 そのメリット、デメリット両方あるんですよ。ただ、メリット、強いて言えば、富山委員言うように全員でその人の思いというか、訴えていることを全員で共有できるということです。

委員長 1人の思いを全員でお聞きするということですね。回答は、その担当の常任委員会からということ。確かにそうですね。別にそっちがいいということじゃなくて、今の考え方とすれば、そうすれば、興味があるところの常任委員会とかそういうのは、その参加者にとっては関係ないということですね。言いたいことを全員が聞いてくれると。それが、そのご質問だったり要望が教育厚生に偏ろうが、産業建設に偏ろうが、それは結果的に、それはしようがないということですよ。

まとめませんが、どうでしょうか。

寺門委員 市民の方が何を求めているかということを考えれば、市民の方が何を言いに来たの

かというのをよく聞いてと。それに対して対応していくんだよというのは基本だろうと思うんですね。それをどうやってというところになると、全員で聞いてということに、18人でね、だけれども、学校形式になると、それはまずいで、口の字にしても18人でね。我々はそうするとね、口の字で2列かなるわけじゃないですか。やはり対面式だけれども遠いんですね、距離が。市民の皆さんと。やはりそれはよくないのかなという気はするんですね。そうじゃなくても投票率なんかもすごく低下してきているので、不信感持っているわけですから。やはり、すぐ近くにいますよというのも一つ大事なことだと思うんでね。それは身近に話ができるのがいいのかなということで、そういう聞く場が例えば10分なら10分、30分ぐらいね、あってもいいと思うんですけれども、残りについては分会方式で3つに分かれて話を聞くとか、そういうふうにしなないと、やはり言いたいことも言えないんじゃないのかなという気はしますんでね。言いやすい環境づくりというのは非常に大事だと思うんでね。そこは少し分けて考えたほうがいいのかなという気がしますよ。

委員長 そうですね。議員と語ろう会なんでね、語る雰囲気じゃないじゃないかというようなことですよ。いわゆる議員18人と参加者何十人か分かりませんが、向かい合ってばちばちやる会ではないんですよ、趣旨的には確かにね。

ただ、全員でやろうが、3つの常任委員会ごとに分けようが、やはり時間の配分というか、その何ていうんですか、お一人一人の時間、質問の時間ならね。今まででも1分とか2分とかでしたっけ、やっていましたけれども、それはどっちにしても必要ですよ。委員会で少人数だから好きなだけしゃべっていいということじゃないし。それはどっちにしても必要になるかと思いますが、どうでしょうか、そういう意味で勝村委員、分けてというような意見のほうがどちらかという和多いんですが。

寺門委員 要するに分けようが分けまいが、分けまいというのは私はやはりそれは避けるべきだと思うんで。どこにしようがね、やはりちゃんと全体の話で意見を言いたいという話をする、そういう方もいらっしゃるんで、そういう人たちの場合、時間を設けて、それはそういう時間にしましょうよということで、お聞きするということがいいんじゃないですか。そういう時間、例えば20分なら20分ね。全体的なお話についてお聞きしますというのと、もう一つはテーマはそれぞれ、例えばね、教育だとかいろんな今の個々の常任委員会の担当のテーマを先にお出しして、これについて語りますよということで言っているわけですから、それについては深く話しましょうよということで、進めたほうがいいんじゃないですか。

委員長 なるほど。両案を。

となると、その時間も含めるとなると、1時間半とかでは足りないですよ。やはり2時間以上ないとね。

寺門委員 12時ぐらいまででいいんじゃないですか。

委員長 でも、昔は何か議会の報告というのをしていましたよね。今それしなくなりましたので、本当に自己紹介程度なので、もういわゆるセレモニーは10分ぐらいで終わっちゃうと思うんですよね。早速それではということで開催して、まず委員会ごとに分かれていただいて、それを30分ずつ仮に1時間半かけてやったとしたら、それを終わったら、今度は全体としてお伺いしますよというような話でどうだという話ですよ、今のは。そうすれば、両方の案があれなんですけれども、ただ、その場合は、当然時間はもうちょっと長くしないと、全体の時間は長くしないとちょっと難しいですよ。

確かに私も前回、ふれあいセンターよこぼりでやったときに、司会をやらせていただいたときに、たった1時間半ぐらいで何が語ろう会なんだっていうふうに言われたのもありましたのでね。やはり我々の都合じゃなくて、とことん聞きますよという姿勢をもし見せるんだったら、最低でも2時間とか2時間半、だから、最低でも10時からやったら12時までとかきちんと。だから、大体10時から始めて11時半にしていたじゃないですか、今まで。それで30分は、残りは片づけてというような時間があったので。だから、例えば10時にこだわる必要もないと思うし。9時から12時まで借りているのであれば、9時半から11時半までの2時間というやり方も。別に10時じゃなくてもいいわけですよ。そういうやり方もあるので、時間をもうちょっと長くすれば、今言った両方の案を取り入れることは可能だと思うんですけれども。

どうでしょうか、それでいきますか。

(「はい」と呼ぶ声あり)

委員長 やり方はそういうやり方をします。

では、常任委員会ごとにはテーマを決めてやったほうがいいということで、これはよろしいですね。分かりました。

1つの会場で18人が出席し、まずは3つの常任委員会ごとに分かれて30分間ぐらいずつ1時間半、移動していただいてやると。その後、20分なり30分なり、時間の許す限り、全体としての今度のご意見を伺って、それに対して担当のほうからご説明をすると、ご説明というか、答弁をするというような感じの流れでよろしいですね。では、そのような感じで。

今度、具体的にお日にちですけれども、案として上げているのは8月5日、6日、土日なんです。会場の仮予約については、ほぼどこでやっても、その両日午前、午後はできるような予約状況になっています。

まず、1日で午前、午後でやるのか。両日とも、例えば2日間使って午前中だけやるのか、いろんなパターンありますけれども、それについてはどうでしょうか。土曜日なら土曜日、日曜日なら日曜日に完全に1日にしちゃって、午前、午後でやるか。

勝村委員 1日で午前と午後でやったほうがいいんじゃないかな。

委員長 そのようなご意見が多いみたいなんですけれども、いいですか。

確かに大体1会場、前回の人数を見てみると大体十何名ですよ、1会場。それは4つに分けた場合ね。

会場を分ければ、当然散らばりますから、参加者は減りますよね、1会場当たり。ただ今回、今やろうとしているのは、もう午前は1か所、午後は1か所とかいうやり方ですから、そうするとやはり来場者もある程度増えるのかなという。そうすれば、常任委員会ごとに3つに分けてもそんなに極端に少ない人数にはならないのではというふうな感じもしますが、こればかりは分かりません。当日何人来るかによってですから。

日程については、土曜日の午前、午後の2回ということなんですが、というご意見が多いような感じですが、よろしいですか。

土曜日がいいですか、日曜日がいいですか。

(「土曜日」と呼ぶ声あり)

勝村委員 出席される方々は、やはり土曜日のほうが。

委員長 ただ、私の経験では、午前、午後にやった場合に、午前中の出席のほうが絶対多いと思いますよ、今までの何か経験でいうと。一概にはもちろん言えませんが、何か僕の経験だと、土曜日にやっても日曜日にやっても、多分、午前中のほうが多いと思いますね。だから2日に分けるという意味で言っているわけじゃないですけども。

では、土曜日の午前、午後ということよろしいですか。

(「はい」と呼ぶ声あり)

委員長 土曜日の午前、午後1回ずつということに決定します。

今度は会場を変えるか変えないか。例えば午前中、中央公民館、午後、らぼーるとか。

勝村委員 中央公民館とらぼーるがいいんじゃない、2か所。会場を変えてね。

委員長 ほかにご意見ございますか。

富山委員 午前中、中央公民館なら、午後はらぼーる。

委員長 そういうことです。その逆でももちろん構いませんが。仮予約の感じだと、それはどっちでも大丈夫ですか。

次長補佐 どちらでも大丈夫です。中央公民館ですと、結構な部屋を借りているんですけども、去年ですと、入ってすぐ左の前、図書室とかあったところですかね。あそこでもよろしいかどうかですね。講座室になると、ちょっと2階に上がるような形になってしまうので。

委員長 1階が何室でしたっけ。

次長補佐 大会議室です。

委員長 では、まず土曜日にする。そして、午前と午後にする。午前をどっちがいいですか。どっちでもいいですか。

では、午前、中央公民館、午後、らぼーるで大丈夫ですか。よろしいですか。

会場は、中央公民館の大会議室、1階の左側。らぼーるが2階の研修室という

ことでよろしいでしょうか。

これ8月5日ということでもいいですか、もう具体的な日にちですけれども。

(「はい」と呼ぶ声あり)

委員長 8月5日土曜日、午前中が中央公民館、午後がらぼ一ということで、時間ですけれども、先ほど言いましたように、どうでしょう、9時半、やはり10時のほうがいいですか。先ほど言ったやり方だと、やはり9時半ぐらいから。

次長補佐 会場が変わる都合もあると思うので、もし2時間であるんだったら、9時半から11時半にして、片づけをやって次の会場に行かなくちゃならないというものもあると思いますんで、もし2時間やるんだったら9時半とかにしたほうがいいのかないかなという気がします。

委員長 9時から9時半まで準備として、準備をやっている間に当然来る方もいるでしょうけれども、9時から12時までお借りするとして、9時半から11時半まで、前後30分が準備と片づけということでよろしいでしょうかね。それは中央公民館ね。

らぼ一の場合は、1時から4時ぐらいまで、借りているのは。

次長補佐 今のところは午後ということで借りているんで、1時から使えると思います。

委員長 そうすると、1時から借りて1時半から3時半まで、片づけを入れて4時という感じでよろしいですかね。

(「はい」と呼ぶ声あり)

委員長 いいですか。8月5日土曜日、午前9時半から11時半が中央公民館、1時半から3時半がらぼ一ということでよろしいですか、決定して。

(「はい」と呼ぶ声あり)

委員長 そのように決定いたします。

それでは、ほとんど今日決めたいことは決まりましたが、各常任委員会ごとにテーマを決めてということでございますので、先ほどのスケジュールにありましており、5月23日の全員協議会の後に各常任委員会ごとで少しお時間を取っていただいて、テーマを決めていただくというスケジュールになるんですが、これ各委員長、大丈夫でしょうか。大丈夫ですか。総務生活委員長、大丈夫ですか。

(「はい」と呼ぶ声あり)

委員長 では、大変申し訳ございませんが、5月23日の全員協議会の後に少しお時間を取っていただいて、テーマを決めていただくということで、決まりましたら事務局へのご報告をお願いいたします。

先ほどちょっと触れましたけれども、議会だよりの広報については、ちょっと時間的に回覧が間に合わない可能性があるんで、基本的に掲載しないということでもよろしいですね。

(「はい」と呼ぶ声あり)

委員長 それで、当日を終えました。まず常任委員会ごとにテーマを決めてやっていただいたご意見、回答、それから全員でお聞きする場、最後の部分について、各常任委員会、それからまた議運は議運でその全体のやつも考えなきゃいけないというふうに、議運ではね。ということも含めて、振り返りは必要だと思うんですが、それに対する回答とか、ホームページとかそういうものへの掲載とか、そういったものをどうするかということなんですが、その辺についてはどうでしょうか。

富山委員 来た方は多分、やはり回答か何か求めるのかなとは思っちゃうんですけれどもね。言いつ放しで聞き放しだというと、またこれももめるじゃないですけども、ある程度は、どこまでこれ出せばいいのか、大体が言ってこられる方というのは、多分、執行部に関する案件が多いんですよ、議会にというよりも。その部分の判断をちゃんとした上で、出せるものは、きちんとホームページ上で、こんな意見がありましたという羅列でもいいのかなと、それをはしょらないである程度出せばいいのかというの思います。

委員長 先ほどちょっとお話をしましたが、各常任委員会での話についてはテーマを決めて、それについては議論を深めたいので、それ以外の部分についてはご意見として、ご要望として伺っておきますねということで、それをたでないがしろにできないので、こういったご意見が出ましたという、回答なしのね。こういったものがというやり方ができると思うんですよ。ある程度そのテーマを決めた内容については、こういうような話というか、でも、まとまらないかもしれないけれども、こういう話になりましたと。多くの方のご意見としてはこういう形になりましたので、そういう形で議会としても今後、提案なり、執行部に対する要望なりをしていきたいと思えますという答えはできますよね。それは、あまり、だから、宿題を持って帰ってこないことなんですよ、一番いいのはね。その場で、こうします、ああします、きちんと伝えますというようなことをきちんとおけば、後で回答しますじゃ、なかなかそういう機会がないので。そういう形が一番理想だとは思いますが。

だから、各常任委員会で振り返りはしますが、なるべくテーマを決めたこと以外のご意見として、ご要望として伺います。そして、こういった意見が出ましたというのは掲載はいたします。ただ、テーマについて、議論した内容については少し詳しく、議会としてどういう対応を取るのか。もうちょっと常任委員会で調査事件みたいな感じでね、議論を深めていくのか、執行部に伝えるものなのか。そういったものは、お答えとしてはきちんと載せますというようなことはできるかと思うんですけれども、そういうやり方でどうでしょうかね。全てがという話は、なかなかやはり前回思いましたけれどもね。難しいし、まして前はね、特に常任委員会じゃない方が聞いてきたものに対する回答ですからね。非常に難しかったというのがありますよね、反省として。

富山委員 前よりは人数が増えるわけですから。

委員長 各委員会ね、6人なら6人いるわけですからね。

じゃ終了後に関してはそういうことでよろしいですか。

(「はい」と呼ぶ声あり)

委員長 後をやはりきちんとやらないと、もめるので。

では、テーマ以外のことについてはご意見、ご要望として伺い、伝えるところはきちんと伝えます。ホームページや議会だよりの報告も、こういう意見が出ましたということだけは掲載いたしますということですね。テーマに関しては、少し議論を深めるのか、執行部に要望するのか、その辺は各常任委員会から回答を、その場で回答できれば一番いいんですが、後日になってしまったときには、きちんと報告をいたしますという形でどうでしょう。

富山委員 議会だよりはそんなに割けますか、全部の意見を全部なんかというのは難しいと思うんで、これはやはりホームページならある程度はいけますもんね。議会だよりのほうには、あらかじめ抜粋したところしか、紙面の状況がありますんでということは言ったほうがトラブルを避けることができるのかと。

委員長 そうだね、ごめんなさい。議会だよりにじゃなくホームページのほうにきちんと掲載しますと。そうだね。

じゃ本当に議会だよりのほうは、テーマならテーマについてのみ。あと、最後にやる、皆さんからお伺いする全体の部分、これも、こういったご意見が出ましたということにしますかね。

勝村委員 それが一番じゃない。

委員長 多分また議員報酬が高いとか安いとかそういう話も出てくるでしょうから。

勝村委員 今回はテーマが決まっているんだから。

委員長 そっちを一番のメイン、それについて語り合おうというのが趣旨であって、ご意見とかご要望は取りあえずお聞きしますよと。ただし、ホームページとかにこういうのが出ましたということはきちんと載せますということにしますか。

(「はい」と呼ぶ声あり)

委員長 これでもって、日時が決まりました、場所も決まりましたし、やり方も決まりましたので、あとは皆さん、先ほどお願いしたように各常任委員会でテーマを決めていただいて、それを基にこの後の5月31日、6月1日、一般質問の日ですが、この日終わった後に、それまでにちょっとポスターの案とか、チラシ案とかを事務局のほうに作っていただいて、それを基に確認をするという流れになりますけれども、それでよろしいですか。

(「はい」と呼ぶ声あり)

委員長 ちょっと一般質問がどのぐらい通告があるのか分かりませんので、その件数によっては1日目、もしくは2日目終わった後に、1時間ぐらいで終わるかと思うので、その日で確認をしていただくという流れになりますので、よろしく願いいたします。

議員と語ろう会については以上とさせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ声あり)

委員長 続きまして、2番、議員の勉強会についてを議題とします。

昨年は、国のエネルギー政策について、経済産業省の方からご説明をいただきました。また今年も議員勉強会を、まずやる、やらないのところから協議していきたいと思うんですけれども、その点についてはいかがでしょうか。どうですか、やる、やらないなんですけれども、まずは。

寺門委員 それはやりましょう。やらないということはないと思うんで。

委員長 勝村委員、いかがでしょうか。

勝村委員 やりましょう。

小池委員 やりましょう。

委員長 富山委員、よろしいですか、副委員長もよろしいですか。

では、やるということに決定します。

開催時期につきましては、今の議員と語ろう会もありますし、いろんな各常任委員会の何ですか、これから休会中のいろいろな活動もあろうかと思しますので、具体的にこういうテーマでやりたいということであれば、当然講師も探さなきゃいけないんで、今ここで何月と決めるのもちょっと難しい部分があるんで、こういうテーマでということだけ今日は決めていただければ、あとは事務局のほうで、その講師を探していただいて、いつ頃だったらいけそうですよとかいう、逆に案をもらってやったほうが早いかなという気がするんですけれども、事務局的には問題ありますか、それ。いいですか、それで。どうでしょうか。

(「はい」と呼ぶ声あり)

委員長 一番大事なテーマといたしますか、内容なんですけれども、その点について何かご希望というかございますか。

寺門委員 各選挙がずっとここ4年、5年、もっと前からですね、もう投票率が下がっているということがありますんで、その投票率をいかに上げるかということもそうなんですけれども、まずは何で下がっているというのをどう理解するか。市民の皆さんが、投票率を上げるには、やはり投票で白票でもいいんですよね、投票してくださいと。気に入らなければもう白でいいと、これは大っぴらに言ってはいけませんけれども。その判断もされないんですね。だから、それはなぜなんだろうなというのはやはりちょっと調べておく必要がありますし、勉強会をやって、ちょっと追求しておかなきゃならないなというふうに思っています。

この議会側で考えると、いわゆる政治離れって一言で言っちゃうとそれで終わっちゃいますけれども、決してそれだけではないはずなんで。いろいろと投票に行けない方々の行かない理由というのがよく分からないんで、その辺をどうやって把握して改善してい

くのかというのは非常に重要なことだと思うんですね。

我々ができることは、議会としてどう市民の皆さんとの距離を縮めて、その活動を分かっていたら、政治とはどういうものでね、非常に生活と密接した話なわけなんだけれどもね。その辺がどうも関心が薄いということは、全く我々の活動自体が認知されていない、承認されていないのかなという気がしますし。どうやれば分かってもらって、もっと皆さんが投票してくれるのかなというところをちょっと勉強したいというか、確認したいですね。そういう研修があればね、うまいことそういう研修はないかと思えますけれども。何でしょう、議会改革の一環で、そういう話が出ればいいんですけどもね、他自治体の例も。難しい問題ではあるんですけども。というのがちょっとあったらいいなというふうに今思っています。

委員長 ありがとうございます。

まず、低投票率の原因といいますか、それをまず知りたいということですね、まずは。それで、もしそれで我々で何か改善できるようなことがあれば、取り組まなきゃいけないだろうということですよ。

だから、もちろんこれは聞いてみないと私も分かりませんが、よく言われるのは、物理的な問題が一つありますよね。例えば投票所の問題とか、あとはそれ以外だと、議員の活動そのものに問題があるんじゃないかとかね。不信感とかね。あと、告知、広報、これは個人ではそれぞれやられているでしょうけれども、やはり公職選挙法上、できること、できないことがあって。なかなかね、我々の思うように、こうしたらいいんじゃないかという提案もしたことありますけれども、それは公選法上できないとかね、そういうのはありました。

いずれにしても、その原因をまずは把握して、それで我々自身でできることがあったら、それは取り組まなきゃいけないだろうということだと思いますね。

ごめんなさい、ちょっとそれは置いておきまして、ほかにございますか。ぜひこういうのを聞いてみたいというのがありますかね。

じゃ全員にお伺いします、何かあればね。

富山委員、ありますか、何か。

富山委員 ずっとこのところ原発とかが少し続いて、エネルギー政策とかあったみたいなんですけれども、今の話題のチャットGPTでしたっけ、人工知能のこの自治体の中にもどのように、今、新聞の紙面でも鹿嶋市でとかいろんな市町村が始まってきているんですけども、危険性とか、そういうのもまた一つの今タイムリーなことかなとは思いますが、そのぐらいしか今、頭に思い浮かびません。

委員長 確かにね、紙面をにぎわせていますよね。

勝村委員、何かございますか。

勝村委員 特にはないけれども、やはり今、カーボンニュートラルとかエネルギー問題とかね。

何かエネルギーというか、随分やっているんだよ、何度も。

委員長 小池委員、何かございますか。

小池委員 そうですね、今までのやつを見ても、大体のところいろいろやっではきているんでしょうけれども。ちょっと思いつかないですね、今は。申し訳ありません。考えます。今のところはちょっと。

寺門委員 何年か前、一応そのときも私、投票率等も問題視をしていて、議会としてどう改革すべきかなというのは考えて、一度皆さんに勉強会ということで、NHKでまとめた3万人の議員のアンケート結果というのをビデオで見てもらって、それで一応、意見交換会をやったことがあります。議員としてどう考えていくのかということなんですけれども、そのときはあまり深い議論にはならなかったもので、議員間討議をやるのもいいのかなという気はしますね。テーマ、低投票率どう考えるという、議会としてね。みんなですべて考えましょうよというのもいいのかもしれませんが、もう少し具体的に言えばね。先生をどこかから呼んできてああだこうだ聞いても、分かりませんですし、聞くのはいろいろ先生方はいらっしゃるけれども。

投票率についても、よく若年層、18歳、19歳、20歳の方が低いと言われるけれども、決してそうじゃないんでね。20歳から40歳までの方、非常に低いんですよ。だから、未成年、もう18歳から成人ですから、そうではないんですけども。その辺が非常に、やはりもう大人の方たち、若い方たちが離れている、関心がないというのは、ちょっと一度ね、議会としてもみんなで話をしたほうがいいのかなという気がしますね。

委員長 講演会ではなくて、議員間の自由討論ということですか。

副委員長、何かございますか。

副委員長 いろんなテーマを決めてやるのもいいし、来年の2月には私たち市議会議員の改選の選挙がある。その中で、これはもう議員の個人的なことかもしれないですけども、選挙戦が変わりつつある。今までの選挙戦と違った、もうインターネットを使うやり方とか、そういう時代になってきたときに、那珂市議会の選挙もちょっと変わって、これ個人のですから、先ほど言ったように議員の取り方ですけども、そういうやり方の選挙戦をやっていくのか。ましてやこの時代、コロナ禍ということで、今回の統一選挙を見ても、いろんなところへ行っても、人が集まるのではなく、もう本当にどういう選挙戦をやってきたのかということもあるんで、そういう選挙の戦い方というか、これちょっと法に触れないような、そういう勉強会というか。ですから、インターネットを使ってとか、みんな動画をやっているとか、そういうやり方もあって、それを市民の有権者にどんどん周知していくことによって、投票率がアップされるとか、そういうのも、議員の魅力を見せるとか、そういうのも活動の一つかな、PRの方法かなとは、そういうのもあるんで。ただ、これは議会ですることじゃなく、個人で皆さん努力して、もう既にやっている方いますから、そういうのもあるのかなと。

ただ、あともう一つは、やはりここへきて、自然災害がまた増えてきている。そのときに市民にどう周知しながら、議会としても対応していくかということも、ちょっともう一度振り返ってもいいかなと思うんですよね。地震も能登半島であったと思ったら、千葉県であった、北海道であった。もう日本列島どこで何が起きるか分からないようなときに、身近な対応、できることもひとつもう一度振り返ってみてもいいか、そういう対策等についての勉強会もやってもいいかな。これは講師を呼んで聞くだけじゃなくて、何か実践で議会ができるものとか、そういうのも踏まえた研修をやるのもいいのかなって感じました。

ただ、皆さんね、来年の2月には選挙となるのでね、決められた時間もあるから、その辺はいろいろ難しい面もあるかと思うんですけれども。投票率アップ、さっき寺門委員も言ったように、それはもう本当にみんなが、議員も自らどんどん動いていかなきゃならないことかなと思います。

以上です。

委員長 そうですね。今、副委員長がおっしゃったように選挙の戦い方となると、これはやはり個人的なあれなので、だけれども、寺門委員のおっしゃる投票率の向上というのについては、個人のそういう努力ももちろん必要ですよ。

だから、いずれにしてもどういうところが原因なのかということころは、我々は把握しなきゃいけないしということですかね。そのときに、例えば講師を呼んで聞くのか、我々の、もうそれはある程度、こういう原因ですというのが大体皆さんの頭の中にあると思うんで、それを皆さん同士で自由に討論という形でやるのかという方法もあるかと思えますけれども。

先ほど富山委員のおっしゃったチャットGPTの話も、本当に話題ではありますけれども、どこもまだ試行錯誤で、できること、できないことがたくさんあるし。いろんな問題も上げられていますよね。それを我々が仮に今知ったところで、我々がそれをどうするかという問題ではないわけですよ。

だから、どこでも、あくまでも、例えば、国会なんかでも言っていますけれども、いわゆる答弁なんかも、あれたたき台にしかありませんよね。だって、情動的には2年ぐらい前のやつしか出てこないというんですよ、AIでも。新聞にそう書いてあったから今お話ししていますけれども。だから、今こういう時代がこういうことになっているとかというのは、答弁の中には反映されないって。だから、取りあえずたたき台でしかない。文章の取りあえずたたき台を機械が作ってくれるというぐらいなのかなと僕は思っていますけれども。

富山委員 私がただデジタルに疎かただけなんで、全然そういうのも、学べる機会があればいいなと思った次第です。

委員長 当然、我々も知らなきゃいけないことであってね。ただ、行政でそういうの導入しろ

って我々が仮に提案するならば、そのプラス面、マイナス面、いろんなことを当然知っていないきゃいけないんで、勉強はしておくべきだと思いますけれども。まだそこまでしていないんじゃないかなというのが私の個人的な。

じゃどうでしょうか。選挙というか投票率の話が出てきましたけれど。議会として、議員としてやるべきこと、できること、そういったあたりがテーマですかね。

それで、議会としてできること、あとは議員個人としてできること、やらなければいけないこと、いろいろあるかと思うんで、そういったところの勉強にしますか。何か講師って、そういう人いるんですか。いますか。

例えば開かれた議会といったって、傍聴できますよというようなそういうものじゃなくてね、そういうものじゃなくて、どんどんこちらから出ていくとかね。それで、今お話があったオンラインでね、例えば前回も議員と語ろう会の際に出たじゃないですか。いわゆるオンラインでも参加できる、今回それを議論しませんでしたけれども。そういったこともできるわけで、やろうと思えば。つまり今の問題ですよ。それが議会改革に、おっしゃるようにつながる可能性もあるし。

ちょっと漠然としていますけれども、そんな感じのテーマでどうですか。事務局のほうでは何とか探す、ちょっと見てみてください。

次長補佐 誰か知っている方がいたら。

委員長 そうですね。もしどなたか、こういう方知っているよとかというのがいたら、ぜひ事務局に教えてあげてください。

先ほど言いましたように、時期についてはある程度ちょっと事務局のほうで、ほかの議会の行事もありますから、そちらも含めまして、大体このぐらいの時期にこういった感じで、このような講師でいかがでしょうかという提案をいただいて、また改めて具体的に詳細は、議会運営委員会でまた決定していきたいと思っておりますので、取りあえずそういうことでよろしく願いいたします。

最後の案件あるんですけれども、暫時休憩して、5分ほど休憩します。

休憩（午前11時21分）

再開（午前11時26分）

委員長 再開します。

最後の議題ですけれども、陳情の取扱いについてでございます。

まず最初に皆様をお願い申し上げます。どのような扱いにするか等をこれから協議いたしますけれども、決定するまでは、例えば公表するとか公開するとか、配付するとかっていうふうな結果になるとは限りませんので、それまでは議員個人の名前について、それから陳情者の名前について、個人名は出さないように、当該議員とか陳情者とかというような言い方をお願いしておきたいということをまずお願いします。

それでは、事務局のほうから、陳情についてご説明をお願いします。

次長補佐 それでは、陳情の取扱いについてになります。

今回、資料については、先ほど委員長が言いましたように、個人情報等もありますので、委員長と相談しまして、紙ベースで配付のほうをしております。

なお、会議終了後に回収をしますので、よろしくお願いします。

今回、議員個人に対する陳情のほうが提出されました。法人名で提出されておまして、住所、こちらが那珂市内であることから、審査の対象になってくるものです。ただ、陳情の内容、こちらを確認してみると、個人間の問題でありまして、内容の真偽も不明であることから、議会として判断すべきものなのか、また個人情報も含まれておりますので、全議員に配付するべきかということで、陳情の取扱いについて協議をお願いいたします。

なお、陳情者には、必ずしも審査をすることは限らない旨、説明をしておまして、了承はいただいております。

以上です。

委員長 ありがとうございます。

一度、皆さんすみません、二、三分じゃ足りないかもしれません。ちょっと一通り目を通していただけますか。今お配りしたばかりなので。

それまで暫時休憩します。

休憩（午前11時28分）

再開（午前11時30分）

委員長 再開いたします。

これについて、今日この議会運営員会の中で決めたいのは、まず審査をするのかしないか。当然審査をすることになったら、どこかの委員会に付託するということになりますよね。その審査をする、しない。それから、審査をしない場合であっても、郵送等によらず届出があった、事務局に、同市内の方からの陳情ですから、基本的には配付は必ず今まではしていたわけです、審査をしなくてもね。ですから、議員への配付。当然これ本人も含まれますよね、配付をするのかしないのか。

それから、配付をするにもしないにしても、例えば請願でも陳情でも、どこどの委員会に付託しますとか、配付で終了とかね。請願・陳情文書表というのが必ず議会のときについていたと思うんです。配付をしないにしても、こういうのを受理しましたということで出していたわけです、今までね。それに記載するのかしないのか。

それから、4つ目が、今日の議会運営委員会での決定も含めて、全員協議会でこういうことに関してこういう決定をしましたという報告をすべきなのかどうか。この4点だと思っているんですね、私は。

もう一度言います。審査をするのかしないのかが1つ。2つ目が、しないにしても議員にこういった一連の資料を配付するのかしないのか。それから3点目が、文書表に記載

をするのか。4点目が、今度、全員協議会いつでしたか、23日に報告すべきかどうか。この4点かと思うんですけども、まず、審査をするしないについてなんですけれども、皆さんからご意見を伺いたいんですが、ごめんなさい、私のほうから言ってしまうと、私もこの陳情を見まして、どういう扱いにすべきかということで、いろんな市議会等の決まりだったりを見ますと、大体どこでも請願・陳情文書取扱要領とかね、あとは何とかの手引とか、必ずそういう決まりが大体あるんですね。那珂市議会の場合は、全くそういうものがないわけではないのですが、一応、審査しないこともできると。ただし、文書については配付すると、各議員にね。というようなのはありますけれども、明確なそういったものがない。

ただ、なぜかという、請願については法的な根拠とかいろいろありますけれども、陳情に関してはそういった法的な根拠というか縛りはあまりない、ほとんどないですよ。ないので、ある程度はこの議会運営委員会なら議会運営委員会で協議して、それが議長のほうで最終的に判断するというようなことが、大体のことができるのかなというふうには、私もいろんなところを見させていただいて思うんですね。

ただ、実際のところ、配付するとなっているものを配付しないというふうにしてしまっただけなのかということについては、今言ったように、そういうふうな決まりというか、そういうものを申合せをつくれればできるのかなというふうに思っていますんで、公的な根拠がないのでね。なので、そういった観点から考えていきますと、まず審査をすべきかどうかについては、ほかの議会では、審査になじまないもの、ふさわしくないものみみたいな必ず一覧表があって、個人的なこととか、個人的に解決すべきものとか、あとはあくまでも個人や団体の誹謗中傷するような内容だとか、そういったものというのは一覧表になっているものがあるんで、大体、この陳情の内容からすると、大体それに該当してしまうのかなという気がするんですね。

なので、結論を私が言うわけではないですけども、審査についてはどうなのかなと。ふさわしくないというか、なじまないんじゃないかなという気はしているんですけども、その点について、まず皆さんから、まず、審査をするしないについて、どう思われるかご意見を伺いたいと思います。

皆さんもちょっと分かりづらいと思うんで、あとちょっとこれは一つの市の、自治体の議会の審査になじまないものとして一覧表を作っているところがあって、それをちょっと簡単に読み上げますと、まず法令違反、違反行為を求めるなど、公の秩序に反するもの、2番目、個人や団体を誹謗中傷し、またはその名誉を毀損するもの。3番目が、係争中の裁判事件や異議申立て等に関するもの。つまり、今裁判中なのどかというのが出ていますよね、国会とか。そういうものは議会で議論すべきものではないという。それから、個人間で解決すべきもの、公益でないもの。それから、市の職員等に対して懲戒や分限等の処分を求めるもの。この職員は辞めさせろとかね、そういったもの。それ

から、陳情そのものの趣旨や含意、何を求めているのか、何を要望しているのかが不明確であるようなもの。それから、市そのもの、市や議会の権限に属さないもの。そういったものは審査になじまないものとしてしているんですね。

そういった、今お話ししたようなことから考えまして、審査するかしないについては、これは私の個人的な考えとしては、ちょっとなじまないのかなという気はしておるんですけども、皆さんはどう思われますでしょうか。

富山委員 この案件って告訴されているとかそういう案件にはなっていないんですか。

委員長 これね、11番までちょっとあるんですけども、趣旨がね。1つは、法人ですから、代表とかがいるわけですよ。その件で、代表が、その当該議員が代表になって、いわゆる登記上の問題とかでは裁判になっているんですね。なっていて、それなりの判決は当然出ているわけです。だけれども、だから、その問題と、もう一つは、その法人の中での金銭的な感じの2つがどうやら入っているみたいで、そちらについては裁判とかはされていないみたいです。

ですから、この陳情書の5番については、これは敗訴したとありますよね。これは裁判されているんですね。この登記上の問題は。それから、金銭的なものに関しては裁判にはなっていない。

寺門委員 これ5番だけは、まず間違いなくやっちゃいけないことをやっていますよね、議員としてもね。ここについては、やはり政治倫理審査会にかけて、きちんと事実を確認し、何らかの措置は取らないといけませんよね。

この丸々、陳情はそれも入っているし、最終的にはお金返さないということなんで、そうすると、この法人の内部の問題だなという。2点あるんでね、そうすると、この陳情書だけでは手が出ないよねというところが出てくるんで。

ただし、この那珂市議会としても政治倫理審査会のほうをやはりきちんと上げておく必要があるよねというところはありますよね、その2つ。

委員長 今、政治倫理審査会の話が出ましたけれども、これは市の話ですよ。議会じゃなくて那珂市の。

寺門委員 議会も同様ですよ、だから。議会も同様ですよ。

委員長 いやいや、その政治倫理審査会そのものの議論というのは市ですよ、議会じゃないですよ。

それで、これについては提出要件というのがあって、那珂市に住所を有している人しかできないんですよ。この方、この法人の住所は那珂市ですが、この方ご自身の個人的なご住所は那珂市ではないんですね。ですから、その政治倫理審査会に提出できる案件というか、該当しないということらしいんですよ。

寺門委員 この人。

委員長 はい。提出者。

寺門委員 提出者、那珂市。

委員長 それは法人の住所ね。

寺門委員 法人は駄目なんだ、個人だけ、あくまでも。

次長補佐 こちら総務課のほうになるかと思うんですけども、その条件のほうとしては満たしていないという結論にはなっていると思います。

寺門委員 いや、だから、議会としては、政治倫理審査会がないんでね、設けていないから、市のほうに準じてやらなくちゃいけないんだけど、そうなると、ちょっと難しいな。いずれにしても、悪事は分かったんで、それはきちんと事実関係を確認して、駄目ですよ、反省しなさいというふうには言わなきゃいけないんですね、議会としてもね。そのためのアクションがこの政治倫理審査会になるんで。

委員長 もう一つ、提出のその要件として、那珂市に住所を有していなければならないということ、30名だかの連盟の署名がなければいけないみたいなんです。それについても、ご本人もそのように考えたようなんですが、30名の署名が集まらないと。

勝村委員 これは、陳情と書いてあるけれども、個人的なやつなんだよね、個人的な。だから、これを議会のほうで審議するというか、そういうのになじまないと思うんだよね。全く個人的なものだから。議会でどういうふうに審議をすればいいのかということになっちゃうよね。

委員長 ですから、先ほど1つの市議会の事例といいますか、紹介しましたけれども、そういう個人的なもの、個人間で解決すべきもの、もしくは個人的な誹謗中傷と判断したものは審査にはなじまないということで、審査をしないことになっている例があるんですね。そういうことだということで。

勝村委員 私もそう思いますね。

寺門委員 陳情としては、他の例も聞くとね、それは受けられないんだろうとは思いますが、ただ、この5番の事項については、やはり議会としても何らかの調査をして、じゃなきゃまずいよねというところですよ。そこは残るんだけど、どうですか。それは残らないですか。いや、この事実かどうかがまだあれでしょう、議会としてまだきちんと把握していないから、この文書だと。

委員長 5番の事実ですか。

寺門委員 そうそう。敗訴ということなんで。事実であれば、公文書偽造というところはね。

委員長 裁判をしたという話ですから。

寺門委員 証拠のあれはないんであれだけでも、敗訴したということはね。そういう人が議員でいていいのかということのもまた問題として出てくるんで。

委員長 やはりこれもほかの市議会の例ですが、例えば先ほど言いましたように、こういったものは審査になじまないという表があるんですが、ただしというのがあって、ただし、社会的にもう周知された事実、例えば新聞に誰々が逮捕されましたとかいう、もう社会

的に周知された事実については除くと。つまり審査してもいいということなんだね。という例もあります。

寺門委員 公文書偽造だけでこの議会に上げてくれるんだったら、それはそれでやりようがあると思うんですけどもね。この全体、金返せという話になると、それは別と、議会の話ではないことになるんでね。

委員長 そうですね。例えばやはり請願とか陳情ってそうですけれども、例えば我々はこの一部分だけ議論しましょうということではできないんですよ、基本的にね。陳情は、もう1件は1件なんですよね。だから、ふさわしくないものがあつたらば、やはりそれは全てがふさわしくないって判断しなきゃいけないということになると思うんですよ。もしくは、ここで言うと5番のところだけは、よく一部採択という言い方しますよね。そういった部分で審査するのか。

寺門委員 この5番のところは、証拠のやつがないんで、敗訴した事実、これは確認しないはずですよ。

委員長 これは、陳情書にその5番なら5番のところの証明というか、証拠となるようなものが添付されていない場合は、これが漏れていますから添付し直してくださいって言えるのかな。もう出ていなければ、書類不備で駄目なのかな。

寺門委員 再提出するのかどうかね。あとは個人のあれになっちゃうんで。だから、その辺が、議会としてもこの5番の項を見ると、私が見る限りでは、全部スルーしてオーケーですよというわけにはいかないんで、細かい調査が必要だなというのは、証拠書類だけね。

委員長 この人からこの人に登記した、それがこれを、この判こを勝手に使ってこうしちゃったということなんです。そういう意味、そういうこと。ただ、ここには書いていないんですよ。

寺門委員 よかれと思ってやったことですよという話だからな。でも、公文書偽造は偽造なんだな。そこがちょっと引かかるんだな。

事務局長 すみません、5番の部分といいますか、全体的に見て、これはあくまでも陳情される方の見解、意見になっています。ついているその他の資料が、いろいろ明細とかあるんですけども、果たしてそれが、例えば差押えの文書がありましたけれども、それについて、その原資について搾取があつたのかどうか、そういったものも書いていないんですよ。あくまでもそういった事実がありますという部分の資料になります。あとは、その現金の伝票等もついていますけれども、これについても、実際、役務に対する対価なのか、出張とかそういったものに対する実費なのかという部分についても、事実確認というのはこれだけではできないという形になっています。あくまでもそういった現金のやり取りがあつたかどうかということも、ちょっと不明なところもあります。

例えば先ほどの5番の部分、こちらのほうを審査するという話になれば、これは全体的に委員会のほうに付託して審査するということになってしまうと思います。この5番だ

けについて、議会として審査を行うというのはちょっとできないのかなと考えております。

以上です。

寺門委員 だから、私が見ても、これが本当に事実かどうかというのは、これだけでは分からないですね。だから、そこは我々議会としてスルーしちゃっていいのというようなところはありますよね、やはりね。事実かどうかというのは。証拠書類がないんで、もういいですよで終わりにしていいのかというのは非常に引っかかる所なんです。体裁上整えていないから受理できませんで返して終わりだというのは、ちょっとこの文書を見ちゃった以上は、本当にどうだったのというようなところは確認の必要があるんじゃないかなというところですよ。

そのほかについては、もう陳情書については、やはり要件が整っていないので返してね、必要であれば証拠書類出してくださいねということになるかと思うんだけどね。

事務局長 そこまで踏み込んでの部分にするのか。

寺門委員 いや、だから、事実確認ができないって言っているの。

事務局長 それなので、あくまでも個人に対する陳情なのでというところで、やはりそれは審査にそぐわないというところで判断をいただくのか、その辺をご協議いただければと思います。

委員長 ありがとうございます。

だから、例えばその証拠がここに仮にあったとしますよね。あったとしたら、やはりこの事実は公にすべきだということですか。

寺門委員 だから、それはこちらで確認しなければならないですね。その先ほど聞いた政治倫理審査会のほう、確認しないとイケないですね。その先は、（聞き取れず）

委員長 いずれにしても、この5番の部分も、民事裁判なんですよ。その辺の民事裁判、例えば刑事事件でしたらまた話が別ですけども、民事裁判なので、果たしてそれを、敗訴したとはいえね。個人間で解決しているわけですよ。敗訴した、敗訴だから、懲役何年とかそういうの、食らったわけではなくて、敗訴して、それなりの何を、やり取りがあって、解決はしていると思うんで。社会的にこれが裁かれるものなのかというのは、ちょっとまた違うのかなという気がします。

副委員長 やはり5番についても、この上がってきた文書での判断で、今後それを調査、もしですよ、調査した。でも、本人の名前から挙げて、そういうものをこの議会、委員会で調査して、実際それがもう解決していた、なかったという場合には、逆に名誉毀損というか、そちらに入っていくんじゃないかなというのもあるんですよ。これ法的には分からないですけども、そういうのもあり得るのかなというのもあるんで、やはりそこまで踏み切れないというか、これに対してはもうそういう入らないほうがいいのかなって感じます。

寺門委員 その話はよく分かりますよ、それはそう思いますけれどもね。ただ、今の時点で、何もない状態でという話で、民事だからいいんでしょうという話もね、委員長から出たけれども、その事実確認さえね、話としては何もないわけだから。このまま受理せずで、残るのはちょっと、ちょっとあまりしっくりきませんけれどもね、私はね。

委員長 皆さんはどうですか。

小池委員 委員長もおっしゃっているようにね、これ5番の件では民事で決しているわけですよ。ほかの部分も資料不足で、これは本当かどうかはちょっと分からない。私の考えでは、審査するというところまでではないのかなと思います。

富山委員 今現在、告訴されているとかがあるのであれば、やはり何らかの調べは必要となりますけれども、これ平成16年の話ですよ。議員在籍前ですよ、ここ。抜けたときですよ。時間経緯というのが、なぜ今のタイミングなのかなというのもちよっとあるというのもありますし、今現在、その告訴を受けているような段階であれば、我々も何か調査は必要だと思います。でも、今現状ない、しかも何年前ですか、これ平成16年という。19年ぐらい前の話ですよ。それで陳情って来てもなって。これ一方的な話ですし、先ほど委員長が言われているとおり、その案件に属さないものに私はなるのかなと感じております。

委員長 取っかかりはね、その平成16年なんでしょうけれども、例えば6番のところに、経緯というか、これまでの、最近の話も含めてがありますよね。本人に聞いたわけではないですが、つまりもっと被害があるのに、つまり誠意が見られない。だから今ということなんだと思うんですけれどもね。

富山委員 だったら、これ順番逆ですよ。我々のところに来る前に裁判所ですよ。これはそう思います。その後に、公職であるのといふのになれば、我々も順番的に道理であるというのが普通思うところなんですけれども。我々のところで、まだここをやるべき問題じゃないのかなと思います。

委員長 暫時休憩します。

休憩（午前11時58分）

再開（午前11時59分）

委員長 再開します。

副議長 先ほどから、やはりこれはちょっと司法のお話かなと思いますし、この陳情に関する、先ほど5番ですか、というのがあったとしてもですよ、あったとしても、我々、人ですから。我々ももしかしたらスピード違反の話もあるかもしれない、同じだと思います。怪文書と言ってしまう言葉が悪いかもしれないですけども、やはり個人間のことなので、この陳情は受け付けてはいけないと思うんですね。そうしたら、もう乱発できますよ、逆に言えば、市民の名前で。ですので、今回についても、また裁判で勝とうが負けようが、我々、市民から投票されて入ってくるもんですから、これが公民権停止とか、

そういったのとか、あと議員の辞職で、署名で3分の1かけて、それだけの話になれば、これはまた話は別でしょうけれども、こういったものは、あまり惑わされてはいけないのかなと思います。

また、それで先ほど委員長が調べていただいたように、陳情の取扱いというのも、やはり那珂市議会でも入れるべき、個人間のはこうだああって、ほかの市議会の参考でもいいと思いますし、入れるべきだと思うのですが、今回の件はいかがでしょうかと思います。

富山委員 このようにしたいのであれば、やはり陳情者の方も、裁判に勝っても取れないとかの前に、裁判所で何らかの決定を出してこの陳情なら私は納得できると思うんですが、それも無い状況なので。やはりまずは順番がちょっと違うのかなという。

委員長 ですから、結局、寺門委員がおっしゃるような、お気持ち的にはね、本当に議員はまづいだろうというようなのはありますが。

寺門委員 私が言いたいのは、要するに我々が判断できない、材料がなくてねといった場合に、何を基に判断するのかというのがあるじゃないですか。他自治体の例もあるし、政治倫理審査会の話もしました。それはね、追及はできないという話なんで。あとは、この5番については敗訴した。だから、決着がついたというのは、それは重々分かっていますよ、分かりますよ。どういう決着だったかというのは、少なくともそれぐらいは後で教えてください。後でもいいですし、分かるのであれば。それぐらいは押さえておかないと、やはりいけないと思いますよね。

聞くところによると、ほかにもいろんな件で絡んでいるという話が出てきたんで、それさえも我々は知らなかったから。この件については受けるべき陳情ではないというのは判断できます。やっとな、今いろんな話を聞いてね。だから、やはりその判断するときには、少なくとも考えられる材料というのは我々で吟味しなくちゃならないなというのは今日またより一層感じましたけれどもね。政治倫理審査会についてもそうですし、議会としてなければ、改めてまた設置の必要もあるでしょうしね。

この件については、もう陳情は受けられませんでいいと思います。

委員長 暫時休憩します。

休憩（午後0時03分）

再開（午後0時09分）

委員長 それでは、再開いたします。

いろいろ皆様からご意見をいただきましたけれども、冒頭に申し上げましたとおり、ちょっと議会での審査にはなじまないのではないかと、個人的に解決すべきもの。または、場合によっては、これは名誉毀損とかにもつながりかねませんので、これは我々の関知することじゃないので。ただ、それを誘発するようなこともね、あまり望ましくないのかなということだと思うので、これについては、審査に関してはちょっと見送りというか、

しないということでもよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ声あり）

委員長 では、そのようにさせていただきます。

では、次なんですけど、審査はしませんけれども、審査をしないものについては、これまでは全ての議員に配付すると。こういう陳情が出ましたよということで配付はされていますよね。それについては、当然これは本人にもということになりますけれども、配付をすべきかどうかということなんですけど。現状では配付することにはなっているんですね。ただ、先ほどちょっと冒頭説明しましたけれども、これは法的なものではなくて、法的に縛られているわけではなくて、申合せとかそういったものなんだね。だから、必ずしなければならぬというものではないみたいな。ただ、配付しなくてもいいとかという決まりはどこにも確かにないんだよね。

勝村委員 これは、全く個人的なやつなんで、配付する必要もないと思うよ。丸っきりこれはもう個人対個人の内輪もめみたいなものだから。それを公とかね、全議員に配付する必要はないと思います。

富山委員 名前も生々しく出ているし、議員であってもプライバシーの問題なんで、私も配付はしなくていい案件であると思います。

委員長 ありがとうございます。

暫時休憩します。

休憩（午後0時12分）

再開（午後0時14分）

委員長 それでは、再開いたします。

では、議員への配付についてですが、こちらのほうも、皆さんのほうから、いわゆる審査になじまないということですから、当然公表も配付もすべきではないというようなお考えもありますので、こちらの議員への配付についても、当然、本人も含めてですけれども、行わないということでもよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ声あり）

委員長 分かりました。

それと併せて、文書表、これは郵送だったもので、配付済みとか、配付のみとか、必ずありますよね、請願、陳情が提出された場合に必ず皆さんにお配りする。あれも結局は、陳情者からこういう陳情がありましたというのが当然書いてありますね。それを書けば、結局、配付したのと一緒になりますけれども、それも記載しないということでもよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ声あり）

委員長 では、文書表への記載もしないということにいたします。

それから最後、これを全員協議会に、今日こういう協議をしましたので、こういう協議

をして、こういう取扱いをすることに決定したということでの全員協議会への報告は必要かどうかという話なんです。もちろん配付もしない、記載もしないんですから、具体的なことは絶対言えませんよね。もちろん個人名で、言い方とすれば、個人に対する、個人間で解決すべき問題の陳情が上がってまいりましたが、これこれこういう理由で、配付もしない、審査もしないということに決定をしましたという報告をすべきかどうかという話、ほかの議員に。

勝村委員 議長のところまで止まっているんだから、報告も要らない。

委員長 では、全員協議会への報告もしないということにしたいと思います。

では、取扱いについては以上でございます。当然、今日知り得た、これ議会運営委員会の皆様、今日、協議の資料として配付しましたので、回収をさせていただくということと、当然ですけれども、守秘義務がございますので、その辺のところは十分にご注意をいただきたいということをお願いをしたいと思います。

では、この件は以上といたします。

では、議会運営委員会での今日の議題は以上ですが、皆様から特に何かございますか、ございませんか。

(「はい」と呼ぶ声あり)

委員長 では、ただいまをもちまして、議会運営委員会を閉会いたします。時間をオーバーしまして申し訳ございませんでした。お疲れさまでした。

閉会(午後0時16分)

令和5年6月15日

那珂市議会 議会運営委員会委員長 古川 洋一